

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

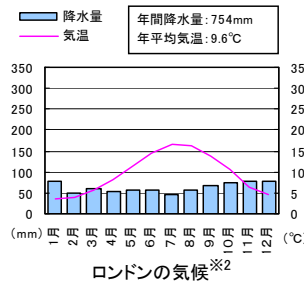
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

■基本情報

国土面積：243,610km² ※1

首都：ロンドン

気候：西岸海洋性気候



■社会の概況

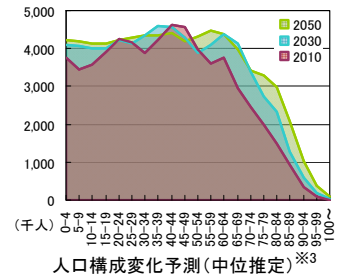
人口：6,264 万人(2011)※1

都市人口比率：79.6%(2011)※1

貧困率 (1日\$1.25以下)：-(-)※1

就学率 (中等教育)：98.4%(純就学率・2010)※1

識字率 (15歳以上)：-(-)※1



■経済の概況

2008年より経済低迷。投資と輸出促進が必要との認識の下、法人税の引き下げ、クリーン・エネルギーや上下水道、交通、情報通信、治水、廃棄物処理等のインフラ投資を進めている。

GDP：17,560 億ドル(2011)※1

1人当たり GDP：28,033 ドル(2011)※1

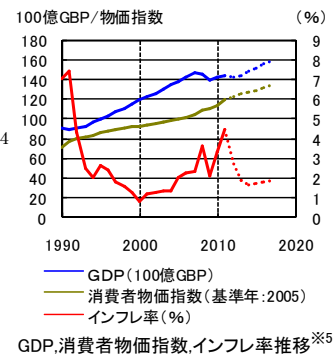
GDP 成長率：0.66%(2011)※1

所得格差 (ジニ係数)：36(1999)※1

失業率：7.8%(2010)※1

主要産業：自動車,航空機,電気機器,エレクトロニクス,化学,石油,ガス,金融※4

対日関係：日系進出企業数は 781 社 (2010年時点) ※4



	日本との貿易額(2011年) (単位: 億円) ※4	品目※4
対日輸出	7,230	医薬品、有機化合物、自動車
対日輸入	13,040	自動車、原動機、船舶類

■水資源の状況

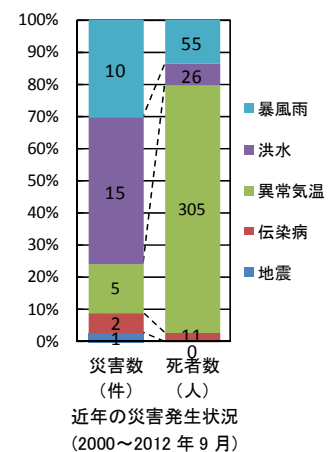
水資源利用は主に地表水に依存しており、利用されている水資源量の約 9 割は地表水である。イングランド南東部及び東部では、降水量が比較的少ないが需要は多いため、水資源不足が懸念されている。近年、大規模な水資源開発はほとんど実施されていない。

水資源の状況※6

	英国	【参考】日本
年間降水量	1,220mm/年 (2011)	1,668mm/年 (2011)
水資源賦存量	147km ³ /年 (2011)	430km ³ /年 (2011)
地表水	146.2km ³ /年 (2011)	420km ³ /年 (2011)
地下水	9.8km ³ /年 (2011)	27km ³ /年 (2011)
1人当たり水資源賦存量	2,346m ³ /人・年 (2011)	3,399m ³ /人・年 (2011)
取水量	12.99km ³ /年 (2006)	90.04km ³ /年 (2001)
農業	9.9% (2006)	63.13% (2001)
工業	32.99% (2006)	17.55% (2001)
水道	57.11% (2006)	19.32% (2001)
1人当たり水使用量	212.5m ³ /人・年 (2006)	714.3m ³ /人・年 (2001)
水資源への負荷※1	8.816% (2006)	20.93% (2001)
水資源の他国依存度※2	1.361% (2011)	0% (2011)

注1：淡水取水量(取水量-造水量-二次利用水)÷水資源賦存量 注2：国外から得ている水資源賦存量の割合

災害発生状況※7



■上下水道の状況

上下水道事業における民間参入率は高く、今後も民間参入が増えることが予測されている。

改善された水供給へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※8}

改善された衛生施設へのアクセス率：100%(都市：100%)(2010)^{※8}

上水道普及率：99.7%^{※9}

下水道普及率：96.5%^{※9}

上水道管路延長：409,216km^{※9}

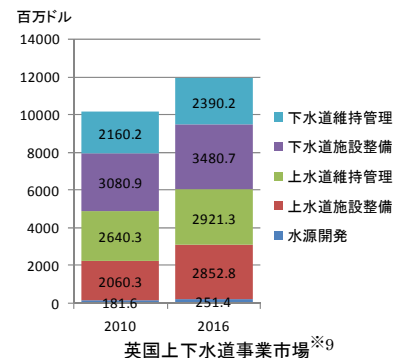
下水道管路延長：395,439km^{※9}

上水道民間参入率：87%(2011)^{※10}

下水道民間参入率：90%(2011)^{※10}

造水量：0.0333km³/年(2006)^{※6}

上下水道に関する市場規模：101.23 億ドル(2010)^{※9}



■水関連法制度・計画

環境・食料・農村地域省（イングランド及びウェールズ）、スコットランド環境庁、北アイルランド環境庁が水分野を担当。水資源の使用については2003年水法で定められている。

水に関する行政機関：イングランドおよびウェールズでは、環境・食料・農村地域省が、水関連政策を総合的に扱っている。その下には43の所轄機関が存在し、水に関する執行機関としては、環境庁（水資源管理、水環境規制、洪水防御）、飲料水検査局（飲用水水質監督管理）、水道事業規制局（水道事業者の経済規制）等がある。スコットランドではスコットランド環境庁、北アイルランドでは北アイルランド環境庁が担当している。

法制度・計画：

- ・2003年に改正された「水法（Water Act）」において水資源の使用について定めているが、2011年12月に公表された「水白書－生命のための水」に基づき、現在水法の改正作業が行われている。

- ・2011年国家インフラ計画では、上下水道システムの安全性と性能を維持しつつ環境への影響を抑制することや、洪水及び海岸侵食による影響を軽減することが謳われており、今後10年間の水関連プロジェクト（水（Water）および洪水（Flood））は70件、総額は約290億ポンドに及ぶ。

■水ビジネスに関する制度

水分野における民間資本の活用の歴史は長く、今後も公共セクターと民間セクターの連携を強化していくため、制度の見直し等が実施されている。

水ビジネス PPP 関連制度：

- ・1970年代の長期経済停滞を受け、民間資本活用を推進するためPFI（Private Finance Initiative）が導入された。その後、1997年にはこれまでの民営化やPFIが検証され、PFIを含むより広い概念としてPPP（Public Private Partnership）による社会資本整備を進めていく方針が固められた。

- ・2011年よりこれまでのPFIに関するレビューが政府により実施され、2012年12月5日にはPPPに関する新たなアプローチ「PF2」に関する詳細が公表された。PF2では、政府がパブリック・エクイティ共同出資者として参加することにより、公共と民間セクターの連携を強化していく予定。

- ・2012年12月現在、大蔵省HPのPFIプロジェクトリスト（2012年3月時点）に掲載されているPFIプロジェクト件数は717件、総額は547億ポンドに及ぶ。水分野を担当している環境・食料・農村地域省によるPFIプロジェクトは28件で総額は38.4億ポンドである。イングランド・ウェールズでは、現在進行中の水分野のPFIプロジェクトはない。スコットランド及び北アイルランドでは、PFIによる水道インフラ整備が進められている。

- ・現在改正作業が進められている水法では、水道事業の競争性を向上させるため、新たな事業者の市場参入に際して障壁となっている規制を取り除くこと等が盛り込まれる予定。環境・食料・農村地域省によると、この法案によっておよそ20億ポンドの経済効果が見込まれる。また、当法案による水セクター改革の実施にあたっては、ハイレベル委員会を設置して検討を進めることとしており、2017年4月頃までに新しい水市場が準備される予定。

出典

※1) 世界銀行 World Development Index

※2) World Meteorological Organization

※3) 国連 World Population Prospects, the 2010 Revision

※4) 外務省 国・地域別情報

※5) IMF World Economic Outlook Database

※6) FAO AQUASTAT

※7) EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database

※8) UNICEF & WHO Progress on Drinking Water and Sanitation 2012 Update

※9) Global Water Intelligence, Global Water Market 2011

※10) Pinsent Masons Water Yearbook 2011-2012